



裁判所の国際交流

急速に進む我が国社会の国際化の中で、裁判所も様々な形で各国の裁判所と交流を行っています。そこで、最近の国際交流の中からいくつかをご紹介します。

1 大韓民国

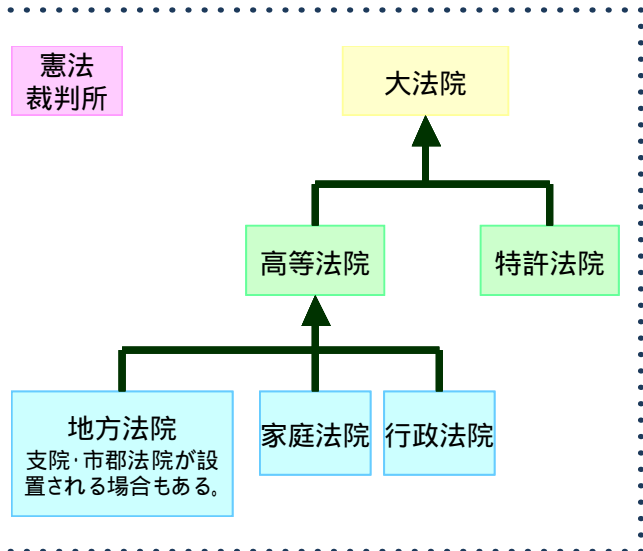
司法制度

大韓民国には、大法院を最上級審とする通常裁判所（法院）と憲法裁判所（1988年設置）が設置されています。

法院は具体的な法律上の紛争に関する判断を行います。その際に適用される法律等が憲法に違反するものであり、判決に影響があると考えられる場合は、法院は、憲法裁判所に対し、当該法律の合憲性についての判断を求めなければなりません。憲法裁判所が違憲とした法律等は、原則として判決の日から効力を失うこととされています。

最高裁判所長官の訪韓

大韓民国の裁判所とは、これまでも同国の裁判官等の研修を受け入れたり、同国の司法制度調査のために我が国の裁判所関係者が訪韓するなどの交流がありました。2003年3月に同国の大法院長（最高裁判所長官に相当）を我が国に招へいたところ、2004年10月には



同国大法院が町田最高裁判所長官を招請することになり、両国司法機関のトップの相互訪問が実現しました。訪韓中、町田長官は、大法院長を表敬訪問し、両国の司法交流に関する覚書を交わしたほか、大法官との会合、司法研修院や憲法裁判所などの訪問を行いました。



大法院 ホール

● 大法院

大法院の建物は、ソウル特別市内にあり、地下2階・地上16階で、1995年に建てられた。大法院には、大法院長と13人の大法官がいる。13人の大法官のうちの一人は、司法行政の長として、裁判には携わらない。大法院長及び大法官は、15年以上の経験を有する、判事、検事、弁護士、弁護士資格を持ち一定の職にあった者等の中から、国会の同意を得て大統領により任命される。



崔鍾泳 (CHOI Jong Young) 大法院長

1992年8月大法官に任命され、1999年9月から第13代大法院長。表敬の席上、大法院長は、両国の司法に関する情報交換の重要性を強調した。町田長官も同院長と共通の認識を示すとともに、大法院のIT化の取組みには学ぶべき点が多いと述べた。

● 大法院の法廷

大法院には、大法院長を含む大法官全員の3分の2以上で構成する大法廷と、3人又はそれ以上の大法官で構成する三つの小法廷がある(現在は各4人)。ほとんどの事件は小法廷での審理で終了するが、小法廷の意見が全員一致に至らない場合(小法廷の裁判は全員一致でなされる。)、又は、規則・命令が憲法違反や法律違反と認められる場合、以前の大法院の判断を変更する

必要があると認められる場合、小法廷で裁判を行うことが適当でないと認められる場合には、大法廷で審理を行う。大法廷の法廷には310席の傍聴席がある。裁判官席の両端には、将来韓国と北朝鮮が統一された場合の大法官増員に備え、新たに席を設けるためのスペースが確保されている。小法廷の法廷は二つあり、それぞれ140席の傍聴席がある。



大法院 大法廷

● 司法研修院



司法研修院は1971年1月に開設された。現在の施設は、2001年10月に竣工したもので、ソウル特別市郊外にある。研修院では、司法試験合格者に対する法律専門家(裁判官・検察官・弁護士)養成の研修(2年間)、判事に対する研修、軍法務官に対する研修が行われている。法律専門家養成の研修では、学期制が採られており、成績が芳しくない者は次学期に進むことができないとされている。

● 情報化推進室

見学者に大法院の情報化政策、登記のオンライン化について紹介しているブース。大韓民国では、1996年、司法ネットワークが構築され、民事・刑事事件管理プログラムを整備した。その後、2001年までにすべての事件に関する事件管理システムが導入され、具体的な事件の進行状況は大法院のホームページなどから閲覧できる。現在、司法

ネットワークは、ほぼすべての法院と、検察庁や銀行等の外部機関につながっている。



● 司法交流プログラムに関する覚書

長官訪韓中の2004年10月26日、同国大法院との間で司法交流の協力の強化を内容とする覚書が交わされた。両国の最高裁判所間でこのような覚書が交わされるのは初めてのことで、これにより、今後、両国の最高裁判所間において情報の交換や人的な交流が促進されることが期待されている。



● 憲法裁判所

憲法裁判所はソウル特別市内にあり、丸屋根の5階建ての建物である。憲法裁判所では、法律の違憲審査、行政機関相互の法律紛争等について扱っている。

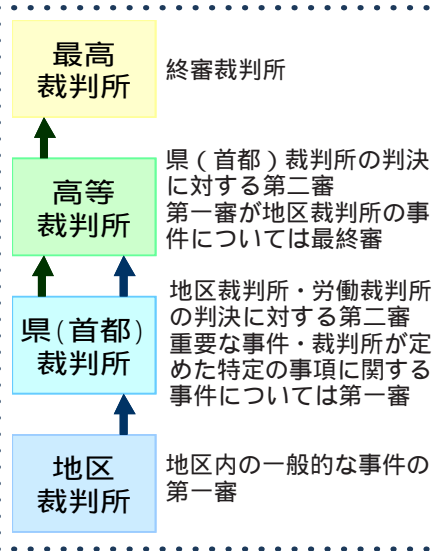
尹永哲 (YUN Young Chul) 憲法裁判所長

1988年から1994年まで大法官。2000年9月憲法裁判所長就任。



2 ハンガリー共和国

ハンガリーには、通常裁判所、特別裁判所(労働裁判所)等があります。通常裁判所は、最高裁判所、高等裁判所、県裁判所(ブダペストでは、首都裁判所)、地区裁判所があります。



2004年11月12日、ハンガリー共和国最高裁判所のロムニッチ長官が最高裁判所を訪問し、町田最高裁判所長官と両国の司法の実情等について懇談しました。



ゾルタン・ロムニッチ (Lomnici Zoltan) 長官

1991年に最高裁判所裁判官に任命され、2002年6月から最高裁判所長官。

3 ドイツ連邦共和国

司法制度

ドイツには、憲法裁判所、通常裁判所、特別裁判所（労働裁判所、行政裁判所、社会裁判所、財政裁判所等）が設置されており、それぞれの裁判所は、連邦と州の裁判所から構成されています。一般的には、州の裁判所は第一審及び第二審となり、連邦の裁判所が最終上訴審となります。

ドイツ連邦共和国裁判官の訪日

ドイツからは、概ね毎年1名、裁判官の研修を受け入れています。2004年度は、ハンブルク・ハーブルク区裁判所のリープレヒト裁判官が訪日して研修を行いました。



デルテ・リープレヒト
(Dorte Liebrecht) 裁判官

研修内容

9月中旬から約2か月間、東京だけでなく、京都や奈良、福岡の各裁判所で研修が行われました。内容も、主な研修テーマであった民事訴訟だけでなく民事調停や民事執行、刑事訴訟などの裁判手続、弁護士や検察官の実務見学など多岐にわたりました。



リープレヒト裁判官に 今回の研修や日本の裁判所についての感想を聞いてみました。

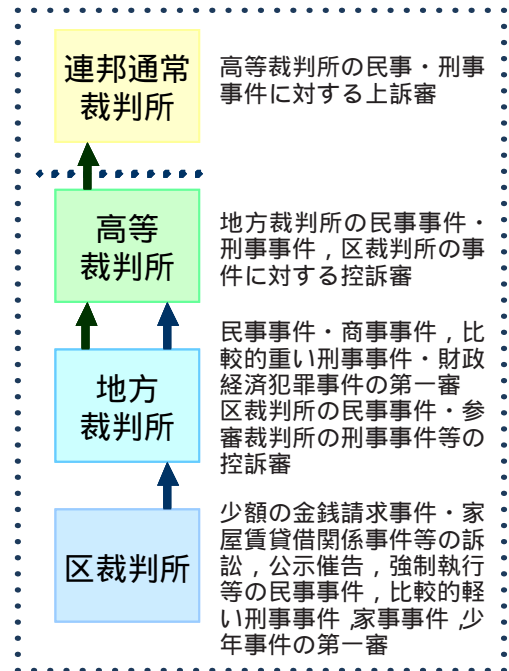
(インタビューは英語)

 **どんな裁判所で働いていらっしゃるのですか。**

私は、これまで区裁判所で勤務しています。区裁判所の裁判官も地方裁判所の裁判官と同様の資格を持つのですが、私が区裁判所を希望したのは、時間の管理が自分でできることや働き方を自由に選べるからです。区裁判所を選ぶことは特別なことでなく、約7割の裁判官は区裁判所からスタートしていま

す。

実は、私が裁判官になろうと思った理由の一つが、仕事と家事の両立ができることなんです。我が家には2人の男の子がいるのですが、子供が病気ของときには家で仕事をしてもいいので、子供の教育にとっては重要ですね。



どのような事件を扱われているのですか。

私は、ハーブルク区裁判所で扱う民事事件の50パーセント、年間で約800件を扱っています。特にどの分野の事件が得意ということはありませんが、特許などの知的財産権に関する事件は取り扱ったことがありません。

前にも日本に留学されていたことがあるそうですね。

はい、9年前のことです。前回は長期間滞在したので、友人もできました。すべての外国人がそう感じているわけではないかもしれませんが、私は日本が好きで、とても居心地が良いと感じました。もちろん今もですが（笑）。中国にも滞在したことがあり、たくさんの漢字を勉強しました。

漢字を書けるんですか？すごいですね。

9年前はうまく書けたんですが、今は使っていないので……。もっとも、今でも読むことはできます。私にとっては、日本語を読むことの方が話すことより簡単なんです。10年前は、日本の法律書も大体の意味が理解できたんですよ。

研修中は日本の法廷も見学されたそうですが、ドイツの法廷はどんな感じなのでしょう？

日本の法廷は私が見た限りどこもよく似た造りのようですが、ドイツでは法廷はそれぞれ違って、400年以上前に作られた古くて大きい法廷もあれば、私が使っているような民事事件用の小さな法廷もあります。高等裁判所の法廷などは、とても古く、昔の重要な裁判の様子を描いた絵画がかかっていたりして大変良い雰囲気が漂っていますよ。

日本の裁判所で研修された印象はいかがですか？

日本とドイツは制度が似ていますので、お互いに共通点がたくさんありますね。裁判官



東京高等裁判所での研修



についてみても、基本的に職業裁判官制であることや、裁判官が特別な専門分野を持たず様々な種類の事件を取り扱っていくことはドイツと同じです。ドイツでも経験年数が多くなると担当する事件が一つの分野に偏ることもあります。とりあえず裁判官になって5年ぐらいは様々な事件を担当します。

ドイツの裁判所に関するトピックスがあれば教えてください。

今、ドイツでは裁判所の予算削減が問題になっています。多くの裁判官の手当が減り、職員の数も減っています。その一方で、ここ10年間で、事件は約2倍に増加しています。現在、区裁判所の裁判官は1年で800～900件の事件を担当していますが、区裁判所の裁判官にとって理想的な事件数は500件くらいです。


もう一つの大きな問題は、EU統合による法律や規則の変更です。というのは、言葉の問題だけでなく、それぞれの国が違う法制度を持っているため、EU指令などに規定され

司法研修所での研修



ている用語の意味をそれぞれの国の法制度に照らして検討しなければならず、法律実務は大変複雑になってきています。

こういった問題があることで、裁判所の運営も困難になってきていますので、様々な種類の特別裁判所を再統合して裁判手続をシンプルにしようという議論があります。それから、後見など、裁判所が扱っている事件の中で行政機関でも扱えるものは、裁判所の仕事から外そうという話も出ています。さらに、日本の調停のような手続やインターネットを利用した裁判手続の導入、刑事裁判における裁判手続の簡素化なども検討されています。

 今回の研修内容の一つでもあります、日本の調停制度についてはどのように思われましたか？

調停や和解は興味深い制度ですね。裁判官が当事者の一方だけと話し、次にもう一方の当事者と話すというやり方はドイツでは考えられません。ドイツでは、裁判所の中立性からすべてを当事者双方立会いのもとに行うべ

きだと考えられているからです。しかし、裁判外の調停などでは、日本の方法は良いやり方かもしれませんね。それから、日本では調停委員や参与員など一般市民の方が手続の中で活躍していますね。ドイツでは彼らの役割もすべて裁判官が行っています。

 日本の裁判所に対する印象は？

私が出た日本の裁判官や裁判所のスタッフはとても友好的で社交的な方ばかりでした。日本社会で裁判官は閉鎖的なイメージだという話も聞きましたが、私は全くそういう感じを受けませんでした。裁判所自体が社会に深く根ざした存在になっている上に、裁判官が勉強をしているからだと思います。また、日本の裁判所書記官は知識のレベルがとても高いという強い印象を受けました。それから、受付相談センターなど市民に対するサービスがとても行き届いていると思いました。

- ありがとうございました。

